

## 朝日町みんなの投稿広場利用規約

「朝日町みんなの投稿広場」の利用にあたっては、以下の規約に同意いただく必要があります。なお、「朝日町みんなの投稿広場」を利用した場合は、この利用規約に同意したものとみなされます。

### 1 「朝日町みんなの投稿広場」の開設の目的

「朝日町みんなの投稿広場」は、朝日町内（以下「町内」という。）の個人、団体・サークルが朝日町民（以下「町民」という。）に向けて情報発信を行う場として、朝日町が開設し、管理します。

なお、朝日町から回答が必要なものや提言などは、お問い合わせフォームもしくは担当部署へメールで送信してください。

### 2 情報発信ができるもの

「朝日町みんなの投稿広場」の分類（以下「コーナー」という。）は次に掲げるとおりとし、コーナーごとに発信できる情報はそれぞれ次に掲げるとおりとします。

#### (1) 投稿掲示板

- ・町内の団体・サークルが行う行事・イベント（町内全域を対象とするもの）のお知らせ（告知、募集、結果等）の情報を発信することができます。ただし、公益的な行事・イベントとして、管理者（朝日町。以下同じ。）が承認したものに限り、ります。
- ・町内の団体・サークルが自らの会員・仲間等の募集の情報を発信することができます。

#### (2) 投稿写真

- ・町内で撮影した花、植物、鳥、山、川など自然や風景、及び人物などの写真（人物においては、当該人物の顔が認識できる場合は、このコーナーへの投稿に対する同意を本人から確実に取っている場合に限る）を投稿することができます。ただし、誰もが楽しめる場所で撮影された写真に限ります。
- ・写真は、縦600、横800ピクセルで掲載します。投稿された写真サイズが異なる場合は修正して掲載することになります。

### 3 情報発信ができる人、団体・サークル

コーナーごとに情報発信ができる人、団体・サークルは、次に掲げるとおりとし、情報発信できる人、団体・サークルとして管理者が承認したものに限り、ります。

#### (1) 投稿掲示板

主に町民で構成され、町内で活動する非営利の団体・サークルで次に掲げるもの

及び管理者が特に認める団体

- ① 公民館その他の町内公共施設の利用登録をしている団体・サークル
- ② 文化協会、体育協会その他の社会教育団体・社会体育団体及び当該団体に加盟する団体
- ③ NPO、ボランティア団体及び当該団体に加盟する団体
- ④ 区、自治会その他の地縁による団体
- ⑤ スポーツ等を通じて、健康増進や青少年の健全育成を目的として活動している団体
- ⑥ 町内の地域振興を目的に活動している団体
- ⑦ その他管理者が特に認める団体・サークル

#### 4 情報発信の手続き

朝日町ホームページまたは役場政策推進課窓口へ投稿し、管理者の審査を経て、情報発信することができます。

#### 5 情報発信にあたってのルール

次の項目に該当する情報を発信することはできません。

- (1) 朝日町または町民に関わりのない情報
- (2) 他人を誹謗中傷する投稿や人権を侵害する投稿、公序良俗に反する情報
- (3) 偽りの情報
- (4) 広告、宣伝等の営利を目的とした情報
- (5) 他人の著作権を侵害した情報
- (6) 他人に不利益を与える情報
- (7) 選挙運動や政治活動、宗教活動を目的とした情報
- (8) 個人のプライバシーに関わる情報
- (9) 法令等に違反する行為、または違反するおそれがある行為に係る情報
- (10) コーナーの円滑な運営を妨げる行為に係る情報
- (11) 朝日町への意見や提言などの情報（投稿）
- (12) その他管理者が不適切であると判断した情報

#### 6 審査

提供された情報は、管理者による審査を経て、コーナーに掲載します。

#### 7 掲載情報の削除

コーナーに掲載された情報（以下「掲載情報」という。）の内容が次の項目に該当すると判断した場合は、情報提供者に断りなく、掲載情報の全部または一部を削除す

ることがあります。

- (1) 「情報発信にあたってのルール」に違反することとなった掲載情報またはそのおそれがあると認められる掲載情報
- (2) 管理者が別に定める期間を経過した掲載情報
- (3) 掲載目的の期日に到達した掲載情報

#### 8 個人情報公開の同意

情報発信のため、情報提供者が公開連絡先欄に入力した個人情報は、朝日町個人情報保護条例第8条第3項第1号に規定する本人の同意があったものとみなします。

#### 9 免責

コーナーの利用に関して、利用者または第三者が被った損害については、朝日町は一切責任を負いません。

#### 10 その他

この規約に定めるものの他、必要な事項については、管理者が別に定めます。